

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第63号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（昭和47年岩手県規則第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>別表第2（第5条の4関係）</p> <p>第1種特別地域許可基準</p> <p>1 [略]</p> <p>2 建築物利用広告物</p> <table border="1"><thead><tr><th>地区</th><th>基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>第3種特別市街地景観地区</td><td>(1)・(2) [略] (3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。 (4)～(7) [略]</td></tr></tbody></table> <p>3 [略]</p>	地区	基準	[略]		第3種特別市街地景観地区	(1)・(2) [略] (3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。 (4)～(7) [略]	<p>別表第2（第5条の4関係）</p> <p>第1種特別地域許可基準</p> <p>1 [略]</p> <p>2 建築物利用広告物</p> <table border="1"><thead><tr><th>地区</th><th>基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>第3種特別市街地景観地区</td><td>(1)・(2) [略] (3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。<u>ただし、</u> <u>広告板であるものについては、この限りでない。</u> (4)～(7) [略]</td></tr></tbody></table> <p>3 [略]</p>	地区	基準	[略]		第3種特別市街地景観地区	(1)・(2) [略] (3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。 <u>ただし、</u> <u>広告板であるものについては、この限りでない。</u> (4)～(7) [略]
地区	基準												
[略]													
第3種特別市街地景観地区	(1)・(2) [略] (3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。 (4)～(7) [略]												
地区	基準												
[略]													
第3種特別市街地景観地区	(1)・(2) [略] (3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。 <u>ただし、</u> <u>広告板であるものについては、この限りでない。</u> (4)～(7) [略]												
<p>別表第3（第5条の4関係）</p> <p>第2種特別地域許可基準</p> <p>1 [略]</p> <p>2 建築物利用広告物</p> <table border="1"><thead><tr><th>地区</th><th>基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>第3種特別市街地景観地区</td><td>(1)・(2) [略] (3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。 (4)～(6) [略]</td></tr></tbody></table> <p>3 [略]</p>	地区	基準	[略]		第3種特別市街地景観地区	(1)・(2) [略] (3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。 (4)～(6) [略]	<p>別表第3（第5条の4関係）</p> <p>第2種特別地域許可基準</p> <p>1 [略]</p> <p>2 建築物利用広告物</p> <table border="1"><thead><tr><th>地区</th><th>基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>第3種特別市街地景観地区</td><td>(1)・(2) [略] (3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。<u>ただし、</u> <u>広告板であるものについては、この限りでない。</u> (4)～(6) [略]</td></tr></tbody></table> <p>3 [略]</p>	地区	基準	[略]		第3種特別市街地景観地区	(1)・(2) [略] (3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。 <u>ただし、</u> <u>広告板であるものについては、この限りでない。</u> (4)～(6) [略]
地区	基準												
[略]													
第3種特別市街地景観地区	(1)・(2) [略] (3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。 (4)～(6) [略]												
地区	基準												
[略]													
第3種特別市街地景観地区	(1)・(2) [略] (3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。 <u>ただし、</u> <u>広告板であるものについては、この限りでない。</u> (4)～(6) [略]												
<p>別表第8（第5条の4関係）</p> <p>第3種市街地景観地区許可基準</p> <p>1 [略]</p> <p>2 建築物利用広告物</p> <table border="1"><tbody><tr><td>(1)・(2) [略] (3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。</td></tr></tbody></table>	(1)・(2) [略] (3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。	<p>別表第8（第5条の4関係）</p> <p>第3種市街地景観地区許可基準</p> <p>1 [略]</p> <p>2 建築物利用広告物</p> <table border="1"><tbody><tr><td>(1)・(2) [略] (3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。<u>ただし、</u> <u>広告板であるものについては、この</u></td></tr></tbody></table>	(1)・(2) [略] (3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。 <u>ただし、</u> <u>広告板であるものについては、この</u>										
(1)・(2) [略] (3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。													
(1)・(2) [略] (3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。 <u>ただし、</u> <u>広告板であるものについては、この</u>													

(4)～(6) [略]	<u>限りでない。</u> (4)～(6) [略]
3 [略]	3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。